

平成29年度の活動計画

今年度は114人の児童・生徒に学資支援を継続します。支給総額は2736万円となります。

今年3月、愛知県豊橋市の忠内政恵さんの遺産（約1億3000万円）が当法人に寄贈されることが静岡県浜松市の弁護士、河野正氏から伝えられ、理事のみなさまに受け入れるかどうかを諮ったところ、異論はなかったことから、受け入れることを河野弁護士に通知しました。

これを受けて、当法人内に「忠内政恵記念基金」（仮称、通称忠内基金）を設け、①当法人の被支援者で大学または専門学校に進学した学生に、返金不要の奨学金を大学または専門学校を卒業するまで支給する②当法人が直接、または非営利団体に委託して、被災地の子どもたちを支援する活動を行う、ことにします。

これまで、当法人の理事会や総会では、大学や専門学校に進学すると多額の費用がかかるため、当法人が支援してきた子どもたちが大学や専門学校に進学した場合にも支援ができないか、議論してきました。しかし、資金的な余裕がないうえに、「親をなくした子どもたちを高校卒業まで支援する」として寄付を募ってきた経緯もあり、大学または専門学校進学者への支援は見送ってきました。今回、多額のご寄付をいただくことになり、上記のような用途で、寄付をされる忠内さんのご遺志に沿っているかどうかを河野弁護士にお尋ねしたところ、「法人の定款の範囲内であれば問題ないし、忠内さんは生前、福島県の被災者で他県に移住している子どもたちを支援できないか、と語っていた」との回答を得ましたので、上記の活動をすることにします。

なお、これまで当法人は、いただいた寄付金はすべて子どもたちの学資資金に使うこととし、事務経費などは法人の会費などでまかなってきました。しかし、忠内基金を活用した被災地域の子どもの支援事業を実施するためには、現地での調査などが不可欠で、そのための交通費もかかることから、調査などへの実費については、「忠内基金」のなかから、実費部分を支払うことにします。これまでの決算書類では、【基金の部】【運営費の部】と分けて表示してきましたが、今年度からは【忠内基金の部】を加えて、引き続き基金運営の明確化をはかっていきます。